

令和 8 年（2026年） 4 月から 市内全地域で

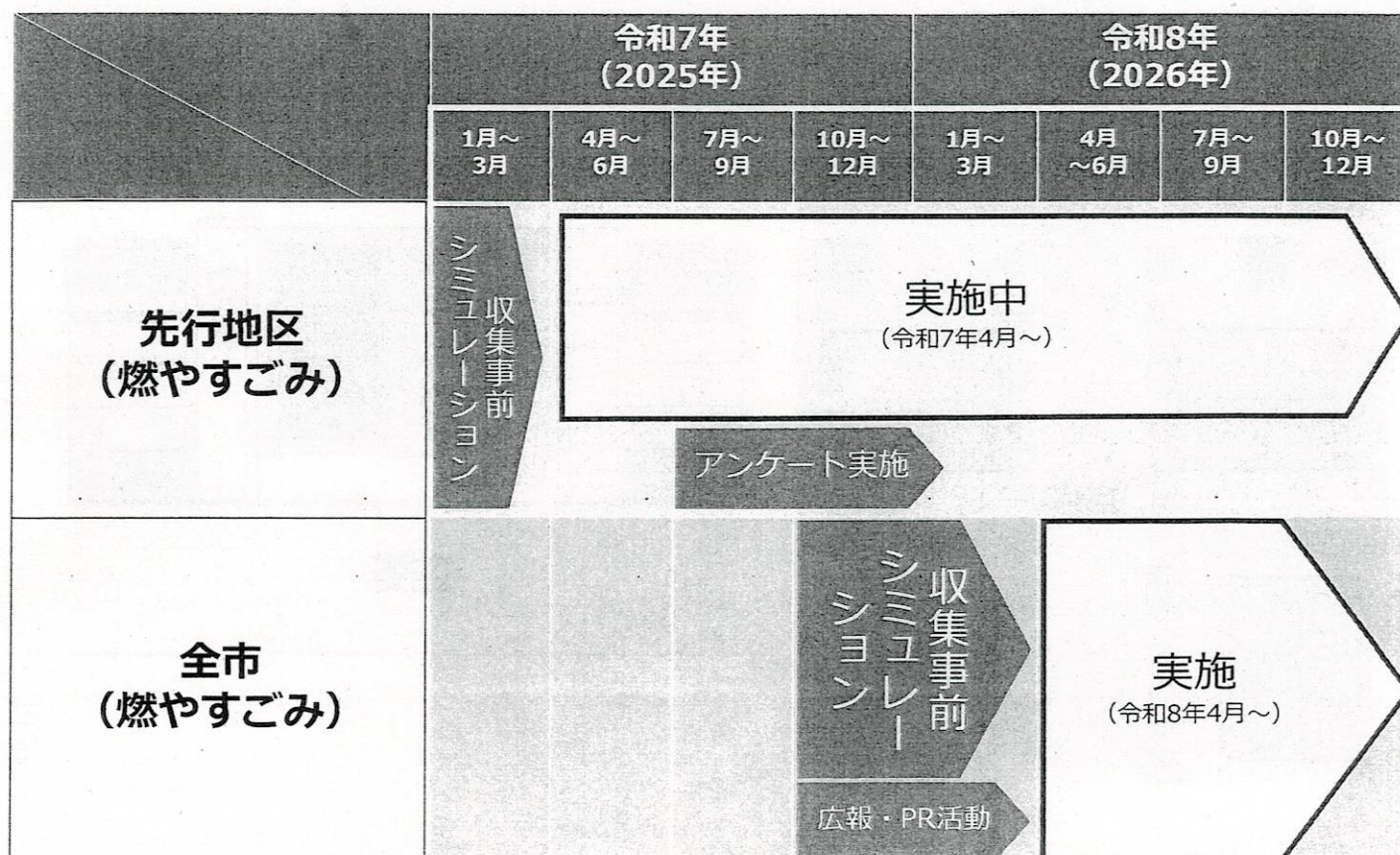
「燃やすごみ」の戸別収集が始まります。

（その他の品目はクリーンステーション収集を継続）

先行地区は令和 7 年 4 月から実施中

12

戸別収集の実施スケジュール



13

従来どおり、有料袋（指定収集袋）に入れて出してください。



①真ん中を結ぶ

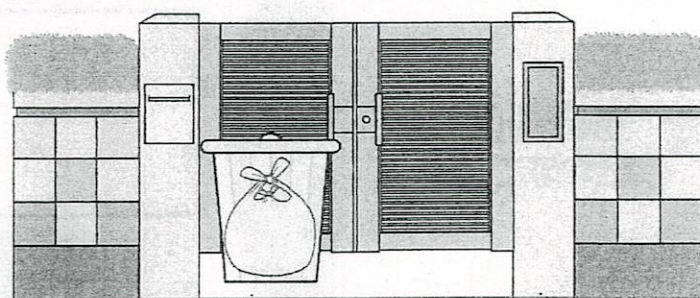
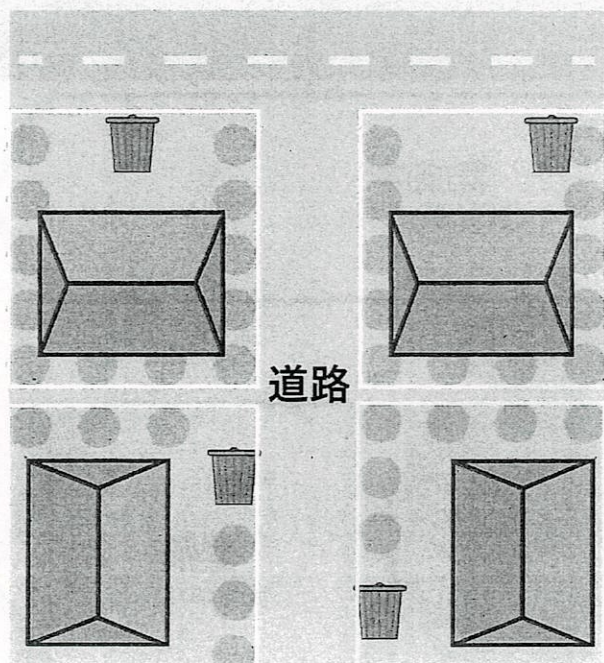
②外側を結ぶ

③完成



戸建て住宅の排出場所

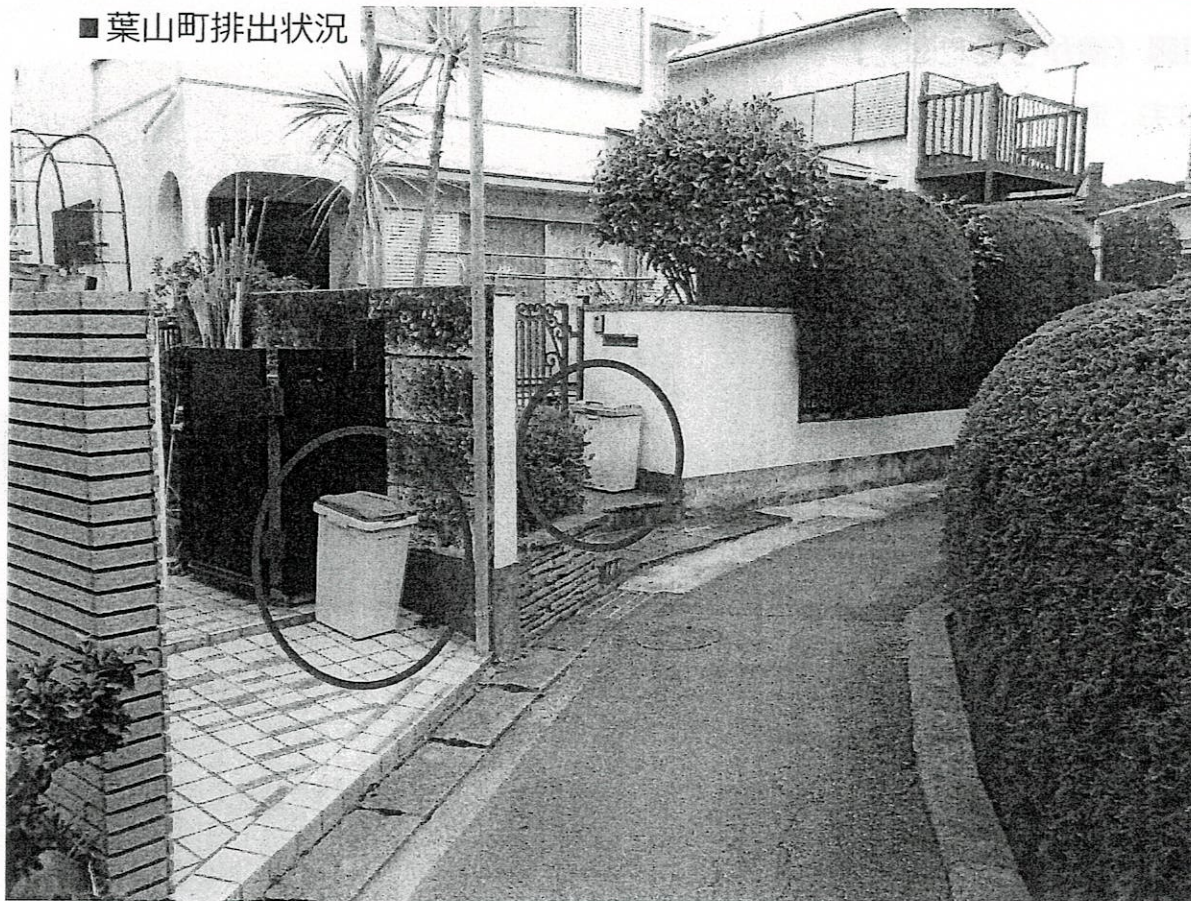
【俯瞰図（上から見た図）】



道路

戸建て住宅の排出場所

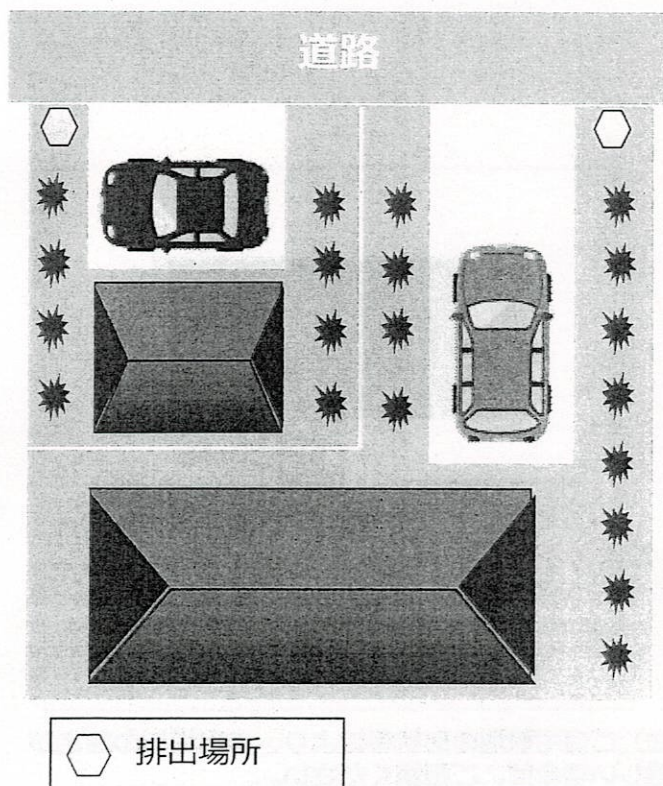
■ 葉山町排出状況



16

戸建て住宅の排出場所

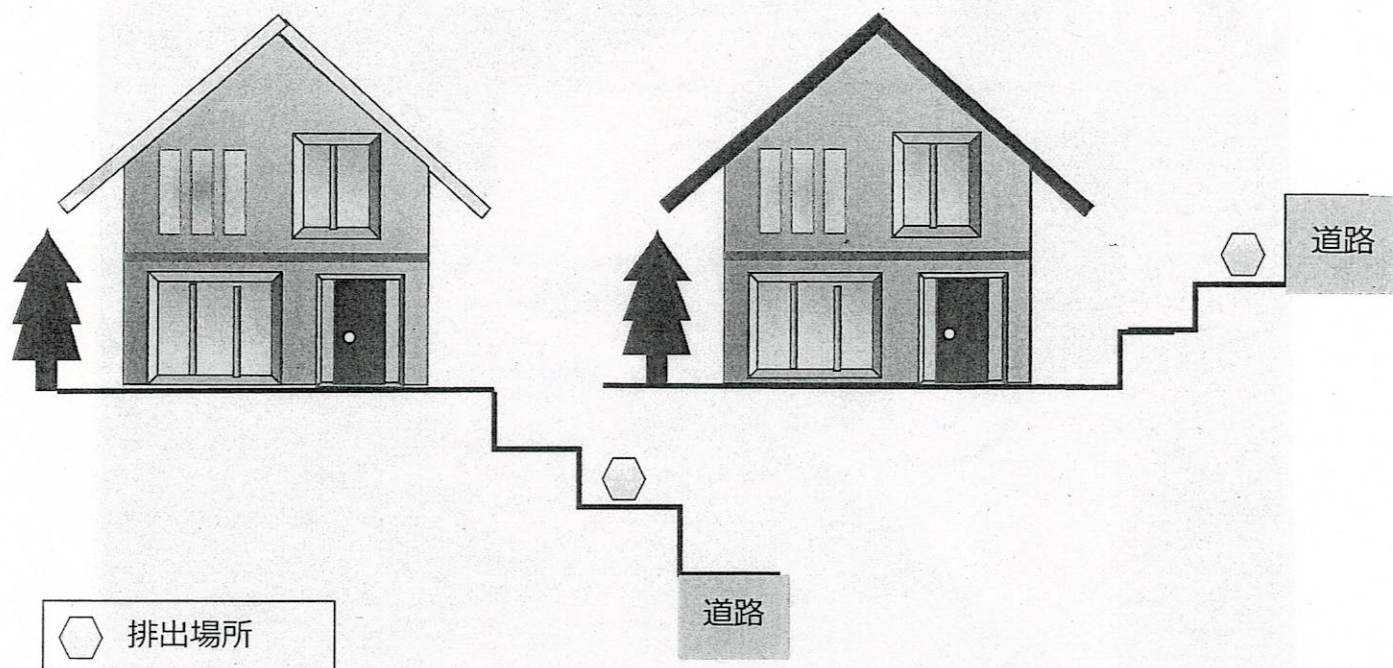
【俯瞰図（上から見た図）】



17

【断面図（横から見た図）】

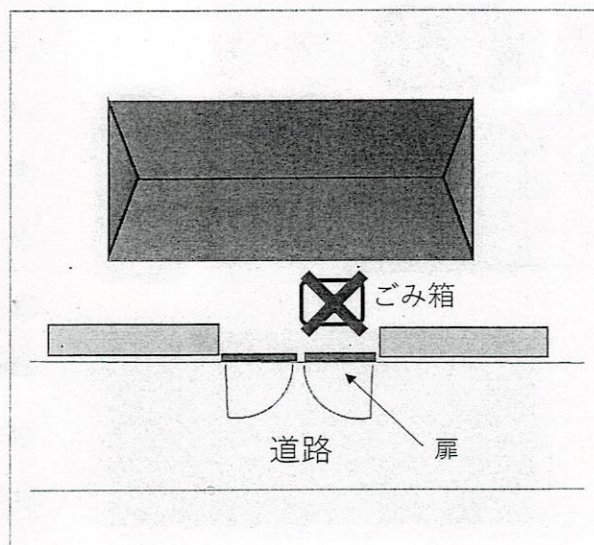
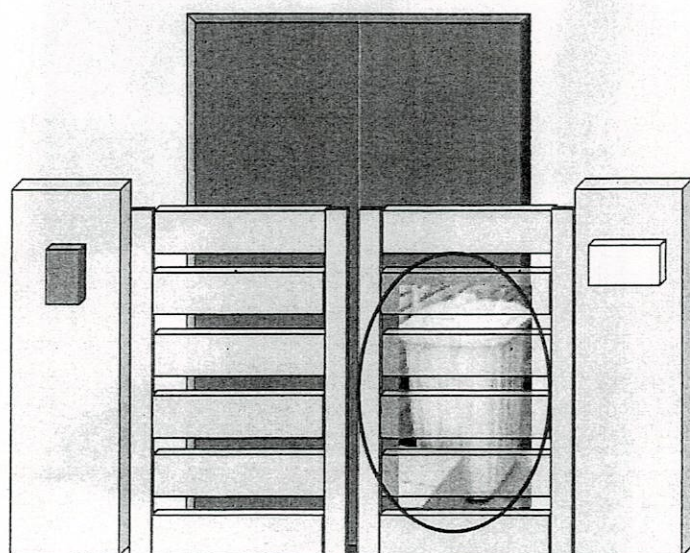
戸建住宅：道路に面した各住宅の敷地内



18

ごみの排出場所に関する注意とお願い

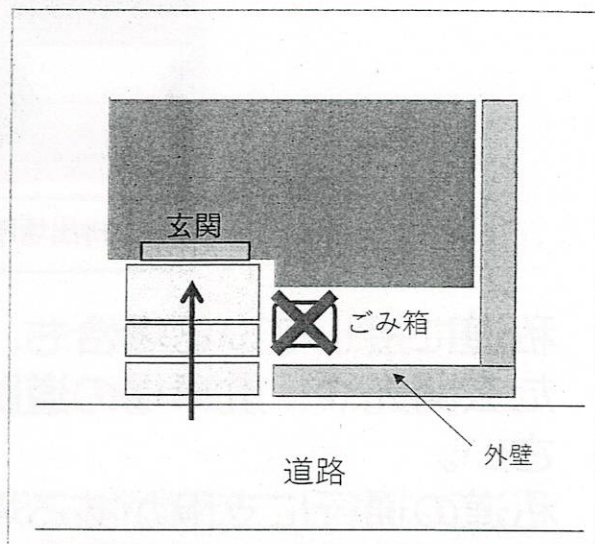
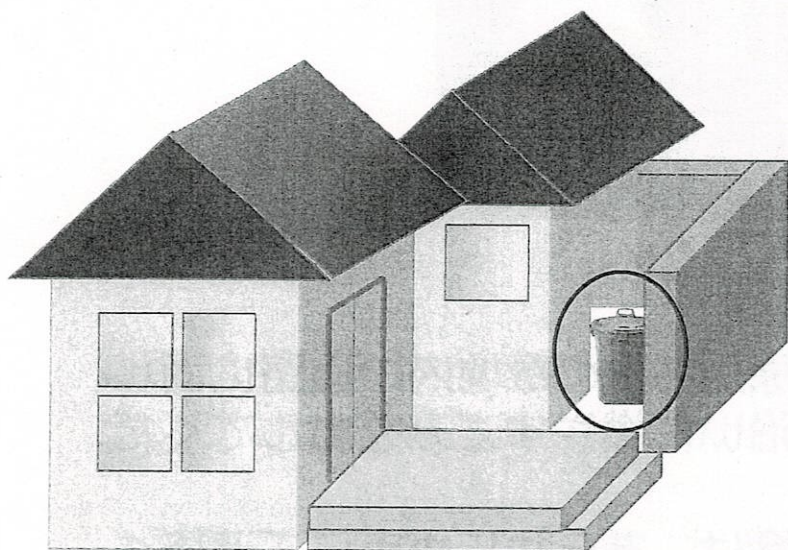
門扉の内側にごみ箱を置くと、収集漏れの原因になります。



注) ご自宅敷地の形状等により、排出場所の設定が難しい場合は、ご相談ください。

19

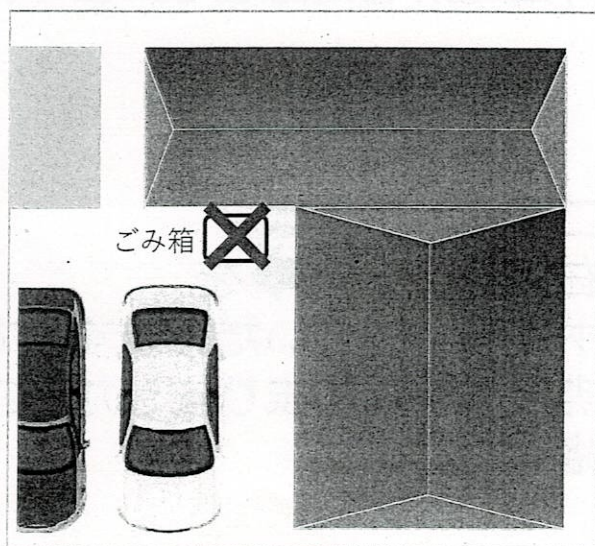
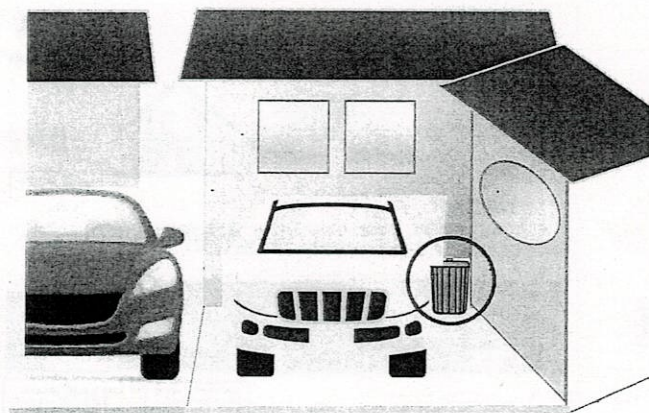
ごみ箱を外壁の裏側に置くと、見えづらいため
収集漏れにつながります。



注) ご自宅敷地の形状等により、排出場所の設定が
難しい場合は、ご相談ください。

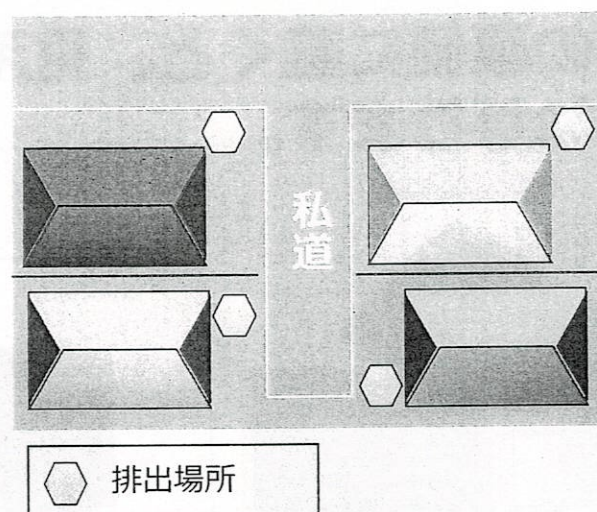
20

ごみ箱が駐車スペースの奥にある場合、収集
漏れにつながるとともに、収集する際に、車
を傷つけてしまう恐れがあります。



注) ご自宅敷地の形状等により、排出場所の設定が
難しい場合は、ご相談ください。

21



私道に接している場合も、原則各戸の敷地内の道路に面した玄関先や、駐車場の道路沿いに燃やすごみを出してください。

私道の通行に支障がある場合は、あらかじめ市にご連絡ください。

戸建て住宅の排出場所確認

戸建て住宅にお住まいの方は、市の職員が各戸に訪問のうえ、排出場所を確認しています。

ご不在の場合は
右のチラシ➡を
ポスティングいたしますので
排出場所が決まりましたらご連絡ください。

「燃やすごみ」の戸別収集

令和8年度開始地区の戸建て住宅にお住まいの皆さまへ

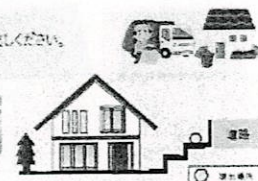
令和8年4月から鎌倉市内全域で燃やすごみの戸別収集がはじまります。戸別収集の開始に伴い、各住宅ごとに排出場所を決めていただいております。

排出場所が決まりましたら、下記「ごみ減量対策 戸別収集担当」までご連絡ください。（ご住所、お名前、排出場所をお伝えください。）

※すでに排出場所のご連絡が済みの場合は、行き違いですのでご容赦ください。

◇排出場所例

道路に面した自宅敷地内に「燃やすごみ」をお出ください。
（ごみ出しの場所にお困りの場合は、ご相談ください。）



◇排出容器例

燃やすごみを出す際には、動物被害防止のため、きつめの蓋などを入れてお出ください。
また、注意対象として重石を入れる等の対応をお願いします。

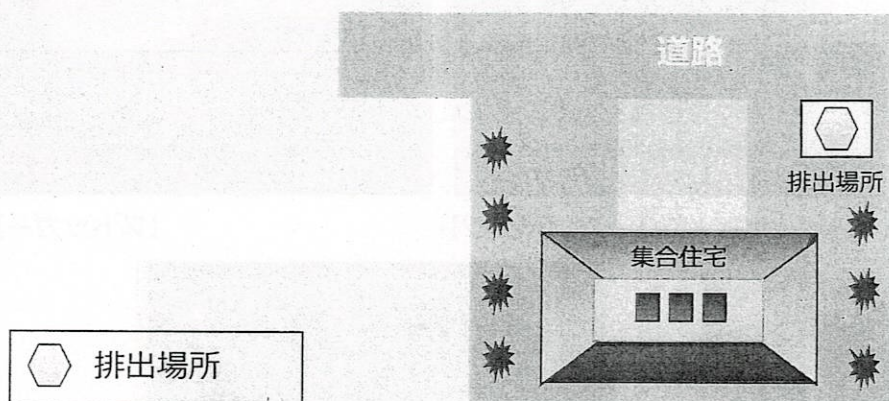


お問い合わせ：鎌倉市環境部ごみ減量対策課 戸別収集担当
〒243-0297 鎌倉市新田1-1-24 新田リサイクルセンター 4F
電話：0457-40-5542 Eメール：kpcottu@city.kamakura.kanagawa.jp

集合住宅の排出場所

【俯瞰図（上から見た図）】

集合住宅：道路に面した各住宅の敷地内



敷地内に集積所がある場合	継続して利用できます。
敷地内に集積所がない場合	敷地内に新たに燃やすごみ専用の排出場所を設けていただきます。（燃やすごみ以外の品目については、従来から利用されているCSに排出してください）

24

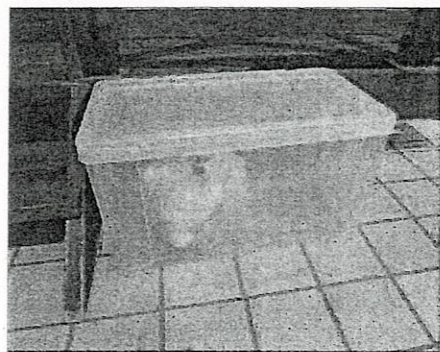
燃やすごみの排出場所一覧

建物の種類		戸別収集開始前の排出場所	戸別収集開始後の排出場所	
戸建て住宅		CS	各戸の敷地内（玄関先等）	変更
集合住宅	居住者専用CSあり	敷地内CS	敷地内CS	継続
	居住者専用CSなし	近隣のCS	新設の敷地内排出場所	変更

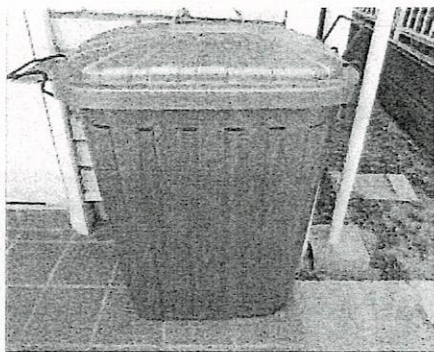
※CS＝クリーンステーション

25

戸建て住宅の出し方例



【衣装ケース】



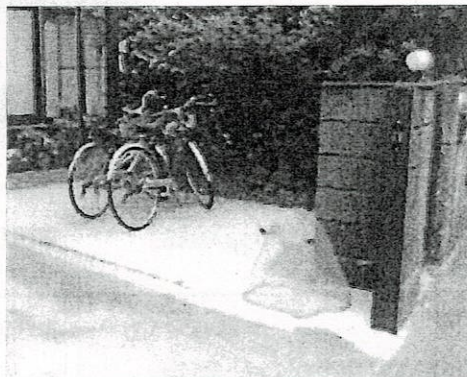
【バケツ】



【ストッカー】



【編みかご】



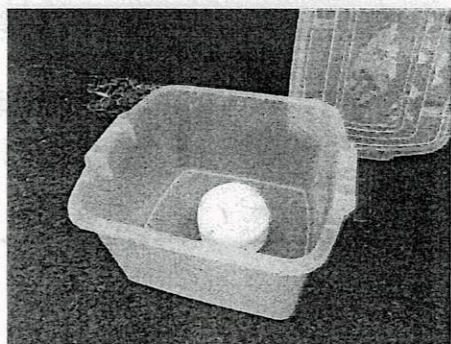
【ネット】

誤収集を防ぐため、排出場所付近には、荷物やオブジェなどの燃やすごみ以外のものは置かないよう、ご協力をお願いいたします。

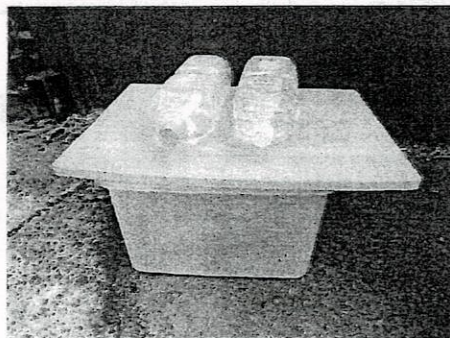
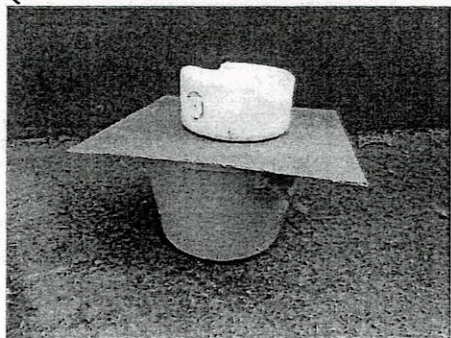
戸建て住宅の出し方例

強風対策例

※排出容器の中に重石や水入りペットボトルなどを入れておく



※蓋つき容器でない場合は、板などで蓋をし、その上に重石や水入りペットボトルなどを置く



紙おむつの出し方

従来どおり、汚物はトイレに流し、45リットルまでの透明・半透明の袋におむつだけを入れ、燃やすごみと同じ日に出してください。

▼燃やすごみ ▼紙おむつ



戸建て住宅の出し方例

清掃活動によるごみの出し方

クリーンステーションや公共の道路などを清掃して出たごみが対象です。

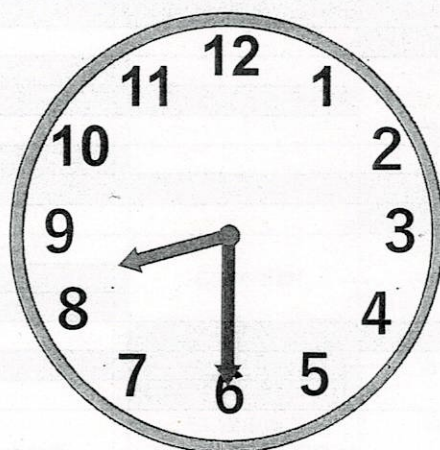
従来どおり、できるだけ分別し、45リットルまでの透明・半透明の袋に大きく「清掃ごみ」と書いて、燃やすごみと同じ日に出してください。

燃やすごみ以外のごみは、できるだけ分別し、品目ごとの収集日にクリーンステーションに出してください。

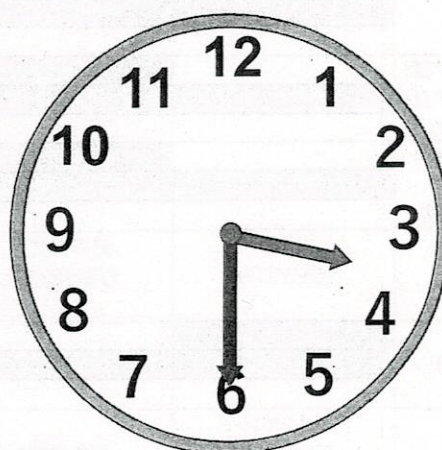
28

ごみの出し方に関する注意とお願い

**収集時間は、朝 8 時半～15時半が目安です。
必ず、朝8時半までにお出してください。**



開始予定時間



終了予定時間

29

令和8年(2026年)4月から、ごみの収集日が変更になる地域があります。

収集曜日変更の目的

1. 収集効率の向上および収集経費の抑制

燃やすごみの収集において、月曜日・木曜日の収集エリアと火曜日・金曜日の収集エリアの収集世帯数を調整することで、一日当たりの収集車両台数を平準化し、収集効率の向上及び収集に係る経費を抑制していくことを目的としています。

2. 燃やすごみ収集曜日と他品目収集曜日の重複回避

燃やすごみ戸別収集の導入目的の一つに、「ごみ出し負担の軽減」があります。燃やすごみと他品目の収集曜日が重複しないよう調整することで、その効果を十分に発揮することを目的としています。(同じ日に、排出場所が「ご自宅前」と「クリーンステーション」の2箇所にならないようにします。)

30

地区別収集カレンダー（曜日変更対象地域）

変更後（令和8年4月から）

※カレンダーに掲載のない地区は、収集日の変更はありません。

現行から収集日の変更がある品目

地区	月	火	水	木	金
長谷 極楽寺 坂ノ下	紙類・布類		ペットボトル	カン・ビン	
	植木剪定材	燃やすごみ	(1回目)燃えないごみ	容器包装プラ	燃やすごみ
			(3回目)製品プラ		
稲村ガ崎 七里ガ浜東	紙類・布類		ペットボトル	カン・ビン	
	容器包装プラ	燃やすごみ	(1回目)燃えないごみ	植木剪定材	燃やすごみ
			(3回目)製品プラ		
梶原一丁目～五丁目 寺分一丁目～三丁目 山崎(うぐいす山)		植木剪定材	ペットボトル		紙類・布類
	燃やすごみ	容器包装プラ	(4回目)燃えないごみ	燃やすごみ	カン・ビン
			(2回目)製品プラ		
梶原(未表示地区) 寺分(未表示地区)		植木剪定材	ペットボトル		紙類・布類
	燃やすごみ	容器包装プラ	(4回目)燃えないごみ	燃やすごみ	カン・ビン
			(2回目)製品プラ		
小袋谷	燃やすごみ	植木剪定材 容器包装プラ	紙類・布類 ペットボトル	燃やすごみ	カン・ビン (3回目)燃えないごみ (1回目)製品プラ
台(未表示地区)	紙類・布類		カン・ビン	植木剪定材	
	容器包装プラ	燃やすごみ	ペットボトル	(4回目)燃えないごみ	燃やすごみ
				(2回目)製品プラ	
岡本	カン・ビン 植木剪定材	燃やすごみ	紙類・布類 ペットボトル	容器包装プラ (1回目)燃えないごみ	燃やすごみ
				(4回目)製品プラ	
植木	カン・ビン 植木剪定材	燃やすごみ	紙類・布類 ペットボトル	容器包装プラ (2回目)燃えないごみ	燃やすごみ
				(4回目)製品プラ	
玉縄 城廻 関谷	カン・ビン 植木剪定材	燃やすごみ	紙類・布類 ペットボトル	容器包装プラ (3回目)燃えないごみ	燃やすごみ
				(1回目)製品プラ	

31

よくある質問 (FAQ)

Q 他品目は戸別収集にしないのですか？

まずは「燃やすごみ」から開始し、ノウハウを蓄積したうえで品目の拡大を検討していきます。

A 今後の拡大予定について現時点でお示しすることはできませんが、「容器包装プラスチック（燃やすごみ同様、動物被害がありネットボックスをご利用されていることが多い）」などを優先的に検討すべき品目として考えています。

Q 県内他市町で他に戸別収集を実施しているところがありますか？

A 神奈川県内では、大和市（H18.7）藤沢市（H19.4）、葉山町（H26.6）、海老名市（R元.9）、平塚市（R3.10から開始し、順次エリアを拡大中）が実施をしています。

また、厚木市が令和元年5月から実施しているモデル事業を継続し、実施の検討を行っている他、茅ヶ崎市でも実施に向けた検討が行われています。

Q 車が入れないところはどうやって収集するのですか？

A 安全な場所に車を停めて、収集員が歩いて各戸に収集に伺います。

35

よくある質問 (FAQ)

Q 何時までに収集されますか？

A 収集時間は8:30~15:30です。

15:30を過ぎてもごみが収集されていない場合は、お手数ですがごみ減量対策課戸別収集担当（0467-40-5542）にご連絡ください。

Q 設置している排出容器の中に不法投棄されてしまったら？

A 戸別収集開始後、自宅前の排出容器にごみを捨てられるようなケースが発生しましたら、ごみ減量対策課戸別収集担当にご連絡ください。対応策について調整させていただきます。

Q 戸別収集の開始後にCSに誤って燃やすごみが出されていたら？

A 啓発用のシールを貼って一定期間置かせていただき、出した方に持ち帰ってもらいます。それでも出した方が引き上げない等の問題が生じた場合は、ごみ減量対策課戸別収集担当にご連絡ください。個別に対応いたします。

36